

# 第3回糸満市総合教育会議

平成28年4月21日（木）

5-d会議室

司会 企画開発部長

## 次 第

1 開 会

2 議 題 糸満市教育大綱（案）について（資料1、2）

3 閉 会

## 糸満市総合教育会議 構成員名簿

氏 名	職 名	備 考
うえはら ひろつね 上原 裕常	市 長	
くぼた さとる 久保田 暁	教育委員長	
たましろ りえ 玉城 利恵	教 育 委 員	
よしかわ ともあき 吉川 朝昭	教 育 委 員	
かみむら いつこ 神村 逸子	教 育 委 員	
うえはら たけし 上原 武	教 育 長	

(案)

# 糸満市教育大綱

(平成28年度～平成32年度)



平成28年4月

糸 満 市

## 目 次

1	はじめに.....	1
	（1）教育大綱策定の背景と趣旨.....	1
	（2）教育大綱の位置づけ.....	1
	（3）教育大綱の期間.....	1
2	教育大綱の目標.....	2
3	教育大綱の基本施策について.....	3
	（1）家庭・地域の教育力の醸成.....	3
	（2）生涯学習社会の形成.....	3
	（3）学校教育の充実.....	3
	（4）市民文化の振興.....	4
	（5）生涯スポーツの振興.....	4
	（6）児童福祉の充実.....	4
	（7）平和の推進.....	5

# 1 はじめに

## (1) 教育大綱策定の背景と趣旨

平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)が一部改正され、平成27年4月に施行されました。

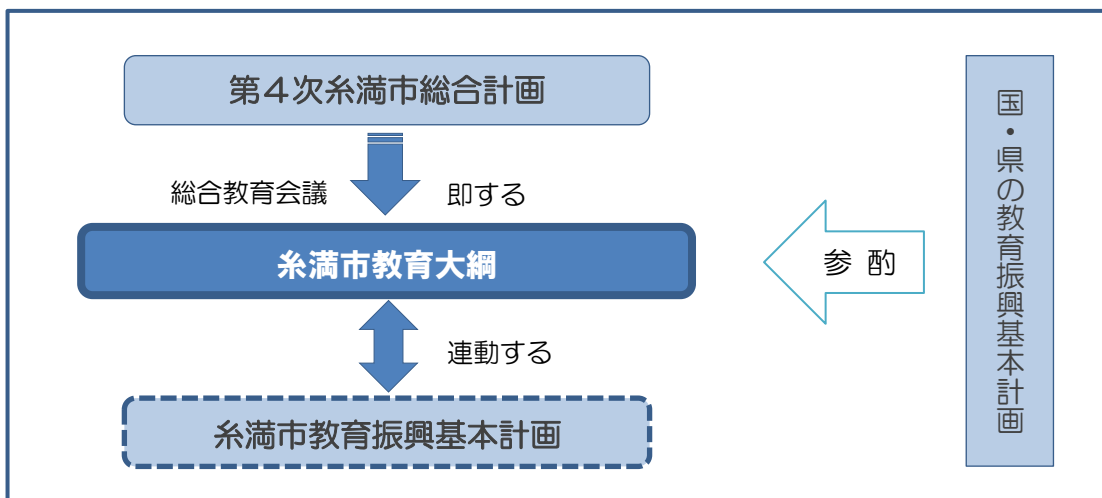
今回の法改正では、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しが図られたところです。

また、近年の教育行政においては、健康や福祉、子育てなどといった一般行政との密接な連携が必要となっており、さまざまな実務の場面で、市長と教育委員会との一層の連携・協力が求められる状況となっています。

このことから、市長部局、教育委員会の関わりを踏まえ、地域の実情に応じた総合的な教育に関する大綱である糸満市教育大綱(以下「教育大綱」)を総合教育会議の場で教育委員会と協議・調整した上で策定するものです。

## (2) 教育大綱の位置づけ

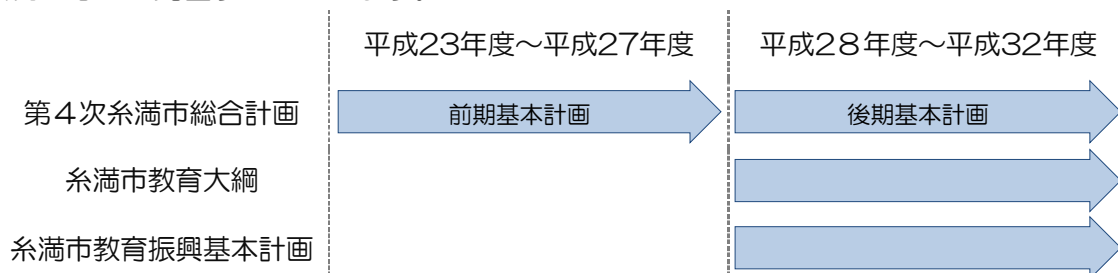
本市の教育大綱は、第4次糸満市総合計画において教育に関する施策の根本となる施策や方針等を掲げていることから、当該計画を基本に定めるものとします。



## (3) 教育大綱の期間

教育大綱の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、総合計画が見直された場合には、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて見直すこととします。



## 2 教育大綱の目標

糸満市は国・県の教育の目標、本市の基本理念及び将来像に基づき、郷里の自然や文化に誇りを持ち、人間性豊かで創造性・国際性に富む人材の育成と、健康で人々がつながり合い豊かな人生を送るために生涯学習の進展を期して次のことを目標に施策を推進していきます。

### 幼児児童生徒像

幼児児童生徒一人一人の個性を伸長し、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を養い、自ら学び、自ら考え、行動できるなど「生きる力」の育成を図る。

### 市民像

「ひかりのまち」「みどりのまち」「いのりのまち」を希求し、自然の保全・郷土文化の継承・発展に寄与し、進取の気象に富み、国際化・情報化社会で活躍する心身ともに健康な市民を育成する。

### 社会像

家庭・学校・地域社会の役割を明確にし、人々のつながりのある相互連携のもと、高い公共性・倫理性を有し、時代の変化に対応し得る生涯学習の振興を図る。

### 3 教育大綱の基本施策について

#### (1) 家庭・地域の教育力の醸成

人は、家庭や地域との関わりの中で生まれ、社会における規範を守り、地域の一員を自覚し、新しい社会の一員として成長していくことが期待されています。

しかし、情報化、核家族化の進行や価値観の多様化により、家庭や地域における人と人のつながりが希薄になり、様々な社会的問題が顕在化しつつあります。

このような社会状況の中にあって、家庭や地域の教育力の充実が幸福な社会基盤をつくる基本であるとの認識の下に、地域・学校・各種団体等及び行政が連携して家庭・地域の教育力の醸成に努めます。

- ①家庭における基本的生活習慣の形成
- ②地域で子どもを育む環境づくり
- ③連携組織の充実

#### (2) 生涯学習社会の形成

生涯学習においては、市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習し、その成果を適切に生かすことができる社会の実現に努めます。

そのため、図書館や中央公民館等の社会教育施設や自治公民館の有効活用をはかり、市民や社会教育団体の学習ニーズに応じた情報・学習活動の提供と、青少年・成人・女性・高齢者等を対象にした研修など、地域づくり・人づくりを推進します。

また、次世代を担う青少年の健全育成を目指し、家庭・学校・地域の連携をはかります。

- ①生涯学習基盤の整備
- ②学習内容の充実・学習機会の拡充
- ③図書館活動の充実

#### (3) 学校教育の充実

生涯にわたる学習の基礎を培い、豊かな心を持ち、たくましく生きる人材を育成するために学校教育の充実をはかり、子どもたちの能力と個性が発揮できる環境整備を進めていきます。

道徳教育の推進や特別活動・環境教育・食育等の充実をはかり、心身ともに健康な児童生徒の育成を進めていきます。また、異文化について理解を深め、協調して生きていく資質や能力を育み、国際化や情報化の急速な進展に対応できる広い視野を持った人材を育成していきます。

多様な児童生徒に対応し、それぞれの個性を最大限に伸ばせる魅力ある学校づくりに向けて、学校施設・設備の整備・充実をはかるとともに、教職員研修の充実に努めます。

教育施設については、環境配慮、情報化、耐震化、バリアフリー化等の対応を推進していきます。

学校における地域人材の活用及び保護者や地域住民の声を反映させるなど、特色ある・信頼される学校づくりを目指します。

- ①豊かな心の育成
- ②確かな学力の定着
- ③健やかな体の育成
- ④魅力ある学校づくりの推進
- ⑤学校施設整備の充実
- ⑥学校給食の充実
- ⑦人材育成事業の推進

#### (4) 市民文化の振興

新しい市民文化や地域の伝統文化を振興するために、市民会館の建設に向け努力を続けるとともに、地域の伝統文化の活性化、各種団体や指導者の育成と文化活動拠点の整備を協働で進めます。

- ①文化財の保全・育成
- ②地域の歴史・文化資源の保全・活用
- ③郷土史の編さん
- ④市民文化活動の振興

#### (5) 生涯スポーツの振興

市民スポーツの振興を進め、市民の生きがいと健康づくり等、スポーツによるまちづくりを推進します。

スポーツ関係団体との連携強化、指導者や各種スポーツ団体の育成を進め、競技スポーツの底辺の拡大等、市民に夢と希望を与える競技スポーツの振興に努めます。

また、社会体育施設等の環境を整備・拡充し、市民が気軽にスポーツに親しむ機会を増やし、生涯スポーツ社会の実現をはかります。

- ①市民スポーツの普及・振興
- ②競技スポーツの普及・振興
- ③スポーツによる健康・地域づくりの推進
- ④スポーツ施設・設備の充実

#### (6) 児童福祉の充実

児童福祉については、子どもを生み育てられる健全なまち、「子育て」と「子育ち」



を支える安心なまちづくりを目指します。その実現に向け、子どもの人権を基礎に、すべての子育て家庭への支援、仕事と子育ての両立支援を推進し、子どもと子育て家庭を応援する体制を整備し、未来につなぐ地域づくりを推進します。

- ①地域における子育て支援
- ②支援を要する児童への対応など、きめ細やかな取り組みの推進
- ③関係部署との連携強化による児童育成環境の充実

## (7) 平和の推進

沖縄戦の事実を後世に伝えるため、沖縄県立平和祈念資料館、ひめゆり資料館、平和祈念堂と連携し、各地域にある戦跡等の活用による平和ガイドの育成と、平和学習メニューの充実をはかります。さらに諸機関、団体等とのネットワークを広げて平和学習の推進に努めます。

- ①平和情報ネットワーク体制の確立
- ②地域資源の保全と活用
- ③戦時記録の充実
- ④平和の発信

### 糸満市教育の日を定める要綱

#### (目的)

第1条 教育に対する市民の意識と関心を高めるとともに、糸満市の明日を担う子どもたちの健やかな成長を願って、家庭、地域、学校及び行政が連携し、市民全体で教育に関する取組を推進するため、糸満市教育の日を設ける。

#### (糸満市教育の日)

第2条 糸満市教育の日は、1月10日とする。

#### (糸満市教育月間)

第3条 糸満市教育の日の目的にふさわしい取組を行う期間として、毎年1月を糸満市教育月間とする。

(平成21年10月1日施行)



発行：沖縄県糸満市

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

TEL (098) 840-8122 FAX (098) 840-8157

編集：企画開発部政策推進課、教育委員会総務部総務課

## ◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律（大綱の規定を抜粋）

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

## 教育基本法（抄）

（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育委員会の職務権限）

- 第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
  - 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
  - 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
  - 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
  - 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
  - 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
  - 七 校舎その他の施設及び教員その他の設備の整備に関すること。
  - 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。